

令和4年度(3年分)市県民税 申告相談日程表

○申告日程 令和4年2月10日(木)から3月15日(火)まで
 ○受付時間 【午前】8:30~11:00 【午後】1:00~4:00

★来場前に必ず検温してください。37.5度以上の方、
 体調の悪い方は来場しないでください。
 ★来場の際は、必ずマスクを着用してください。

※ 各地域局(会場)では、相談日に地区指定をしていますので、各地域局申告日程表をよくご確認のうえ会場にお越しください。
 ※ 混み合う場合には、午前中に受付した場合でも、午後になる場合がありますのでご了承ください。
 ※ 申告期間中は、申告会場以外での申告相談は行いませんので、ご注意ください。

地域局 会場 月日	横手地域局	山内地域局	増田地域局	十字地域局	平鹿地域局	雄物川地域局	大森地域局	大雄地域局
	条里南庁舎 講堂	山内公民館 2階ホール	増田庁舎 3階講堂	十字コミュニティ センター研修室 (十字庁舎内)	平鹿庁舎 会議室	雄物川庁舎 会議室	大森庁舎 2階会議室	大雄庁舎 2階会議室
2/7月								
8火								
9水								
10木	○		○		○	○		
11金	○		○		○	○		
12土	○		○		○	○		
13日								
14月		○		○	○		○	
15火		○		○	○		○	
16水		○		○	○		○	
17木	○		○		○		○	
18金	○		○	○				○
19土	○		○	○				○
20日								
21月	○		○	○				○
22火	○		○	○				○
23水								
24木	○		○	○		○		
25金	○			○	○	○		
26土	○				○	○	○	
27日								
28月	○			○	○	○		
3/1火	○			○	○	○		
2水	○			○	○	○		
3木	○			○	○		○	
4金	○			○			○	○
5土								
6日								
7月	○				○	○		○
8火	○				○	○		○
9水	○				○	○		○
10木	○				○	○	○	
11金	○	○					○	
12土								
13日	○			○	○	○		
14月	○	○	○	○	○	○	○	○
15火	○	○	○	○	○	○	○	○

●事業所得(営業・農業)、不動産所得を申告される方は、あらかじめ年間の収入と経費を計算してからお越しください。

●「医療費控除の明細書」を事前に作成していない方は、医療費控除の申告はできません。

●次の①から⑦の申告は、横手税務署へ直接申告してください。

- ①初年度の住宅借入金等特別控除の申告(令和3年中に入居された方)
- ②住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方で、ローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方
- ③土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告
- ④亡くなられた方の確定申告(準確定申告)
※準確定申告については、原則として亡くなった日の翌日から4か月以内に申告する必要があります。
- ⑤青色申告者の確定申告
- ⑥損失申告の方
- ⑦免税牛に関する確定申告

詳しくは、横手市役所税務課市民税係(TEL32-2510)もしくは各地域局市民サービス課市民生活係までお問い合わせください。